

各 位

会 社 名 株式会社global bridge HOLDINGS
(コード番号 6557 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役 貞松 成
問 合 せ 先 取締役CFO 樽見 伸二
T E L 03-6284-1607
U R L <http://globalbridge-hd.com/>

臨時株主総会開催及び付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、2019年8月1日付で公表しました「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において、2019年8月16日を基準日と定め、臨時株主総会を開催する旨のお知らせをいたしておりましたが、本日開催の取締役会において、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催日及び場所

- (1) 開催日時 2019年9月7日(土) 午後3時
- (2) 開催場所 東京都墨田区錦糸一丁目2番1号 アルカセントラル16階 当社会議室

2. 本臨時株主総会の付議議案について

(決議事項)

- 第1号議案 剰余金の処分
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 会計監査人選任の件

3. 付議議案の概要

第1号議案 剰余金の処分

- (1) その他資本剰余金の処分の目的

利益剰余金が欠損となっているため、財務戦略上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を処分し、同額の利益剰余金を増加させるものであります。

- (2) その他資本剰余金の額の減少の要領

- ①減少する剰余金の項目及びその金額

その他資本剰余金 500,000,000円

- ②増加する剰余金の項目及びその金額

繰越利益剰余金 500,000,000円

- (3) 剰余金処分に関する日程

取締役会決議日 2019年8月23日
株主総会決議日 2019年9月7日(予定)
効力発生日 2019年9月13日(予定)

第2号議案 定款の一部変更の件

(1) 定款変更の目的

- ①株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、現行定款第13条（招集権者及び議長）に定める株主総会の招集権者及び議長を取締役社長からあらかじめ取締役会において定めた取締役に変更するものです。
- ②コーポレートガバナンスの一層の強化を図るために、会計監査人設置会社に関する規定を新設するものです。
- ③上記①②の変更等に併せて、条数等の変更を行うものです。

(2) 定款変更の効力発生日

2019年9月7日

(3) 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (条文等省略)	第1章 総則 (現行どおり)
第2章 株式 (条文等省略)	第2章 株式 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条 (条文等省略) (招集権者及び議長) 第13条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が招集する。</u> <u>②株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u>	第3章 株主総会 第12条 (現行どおり) (招集権者及び議長) 第13条 <u>当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役に招集する。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> <u>②株主総会の議長は、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役が行う。当該取締役に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u>
第4章 取締役及び取締役会 (条文等省略)	第4章 取締役及び取締役会 (現行どおり)
第5章 監査役及び監査役会 (条文等省略) (新設)	第5章 監査役及び監査役会 (現行どおり) 第6章 会計監査人 <u>(会計監査人の選任)</u> 第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 <u>(会計監査人の任期)</u> 第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>②会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u> <u>(会計監査人の報酬等)</u> 第44条 <u>会計監査人の報酬等は代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u>
第6章 計算 第42条～第45条 (条文等省略)	第7章 計算 第45条～第48条 (条文等省略)

第3号議案 会計監査人選任の件

当社は、会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレートガバナンスの一層の強化を図るために会計監査人設置会社となるものであり、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は第2号議案「定款の一部変更の件」が付議議案通りに承認可決されることを条件としております。また、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がPwCあらた有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人は当社に対して株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行っており、同監査法人を会計監査人として選任することが合理的と判断したためであります。

1. 就任予定日

2019年9月7日

2. 会計監査人候補者の概要

名称	PwCあらた有限責任監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
沿革	2006年6月 あらた監査法人設立（日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームとして設立） 2006年7月 業務開始 2015年7月 「PwCあらた監査法人」に法人名称変更 2016年7月 「有限責任監査法人」へ移行し、「PwCあらた有限責任監査法人」に法人名称変更
概要	資本金 10億円 構成人員 パートナー 145名 公認会計士 931名 会計士補・全科目合格者 566名 USCPA・その他専門職員 908名 事務職員 612名 合計 3,162名 <p style="text-align: right;">(2018年6月30日現在)</p>

以上